

日時 平成23年12月15日(木)
16時00分～
場所 ホテルニューオーサキ

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの普及・拡大について

○別添1「法定調書はe-Taxで代理送信！」参照

(2) 更正の請求期間の延長等について

○別添2「平成23年度更正の請求の改正のありまし」参照

(総務課)

(総務課)

- (3) 閉庁日対応について
- イ 対応日 平成24年2月19日(日)及び2月26日(日)
- ロ 会場 熊谷税務署(合同会場)
- ハ 対応 署 熊谷税務署及び行田税務署
- ニ 対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談
(現金納付の窓口業務は行いません)
- (総務課)

- (4) 平成23年分所得税第3期分等の振替納付日について
- イ 平成23年分申告所得税第3期分
振替納付日 平成24年4月20日(金)
- ロ 平成23年分消費税(個人事業者)
振替納付日 平成24年4月25日(水)
- (管理運営部門)

- (5) 平成24年中に適用される利子税、延滞税及び還付加算金の割合について
- イ 利子税(相続税及び贈与税の延納に係るものを除く。) 年4.3%
- ロ 延滞税(年7.3%部分に限る。) 年4.3%
- ハ 相続税及び贈与税の納税猶予に係る利子税
- (イ) 年6.6%部分(動産)
- (ロ) 年3.6%部分(不動産)
- ニ 還付加算金
- 年3.8%
- 年2.1%
- 年4.3%
- (管理運営部門)

- (6) 確定申告書用紙の配付について
- 別添3「確定申告関係書類配付表(平成23年分)」参照
- ・・・別添3に記載の書類は税理士会事務局に備え付け
- 別添4「確定申告関係用紙申込票」参照
- ・・・別添4により税務署(管理運営部門)あて請求
- (管理運営部門)

(7) ダイレクタ納付について
○別添5「ダイレクタ納付を利用してみませんか」参照
(管理運営部門)

(8) 平成23年分所得税申告書様式の改訂について
○別添6「申告書様式の改訂について」参照
(個人課税部門)

(9) 平成23年分所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせがき等の送付について
(個人課税部門)

(10) e-Tax研修会の開催について
イ 日 時 平成24年1月24日(火) 午後1時30分～午後4時
平成24年1月31日(火) 午後1時30分～午後4時
口 場 所 埼玉工業大学(深谷市)
(個人課税部門)

(11) 譲渡所得及び贈与税の申告用紙の事前送付について
(資産課税部門)

(12) 扶養控除等の控除誤りの是正に係るお尋ねについて(源泉所得税関係)
○回答期限：平成23年12月22日(木)
○別添7「扶養控除等の控除誤りの是正について」参照
(法人課税部門)

(13) 納付税額がない「所得税徴収高計算書(納付書)」の提出について
(法人課税部門)

添付書類

- 1 法定調書はe-Taxで代理送信！
(総務課)
- 2 平成23年度更正の請求の改正のありました
(総務課)
- 3 確定申告関係書類配付表(平成23年分)
(管理運営部門)
- 4 確定申告関係用紙申込票
(管理運営部門)
- 5 ダイレクト納付を利用してみませんか
(管理運営部門)
- 6 申告書様式の改訂について
(個人課税部門)
- 7 扶養控除等の控除誤りの是正について
(法人課税部門)

確定申告関係書類配付表 (平成23年分)

税理士会

[所得税関係]

用 紙 名	
所得税の確定申告書	A様式
	B様式
	第三表(分離課税用)
	第四表(損失申告用)
確定申告書の手引き	A様式用
	B様式用
青色決算書	一般用
	現金主義用
	不動産用
収支内訳書	一般用
	不動産用
	農業用

[消費税関係]

消費税の申告書	一般・簡易
	付表2・付表5
申告書の仕入控除額に関する明細書	一般・簡易用手引き
	仕入控除額に関する明細書

[納付関係]

納付書関係	所得税納付書
	消費税納付書
	贈与税納付書
	口座振替依頼書

[資産税関係]

譲渡所得の内訳書	株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書
	所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
	第一表
	贈与税申告書
第一表	第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	第二表(相続時精算課税の計算明細書)

用 紙 名	
添付書類	所得の内訳書
	財産債務の明細書
	医療費の明細書
	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
	家内労働者等の事業所得等の必要経費額の計算書
	外国税額控除の計算明細書
	控除対象外消費税の必要経費算入に関する明細書
	政党等寄付金特別控除額の計算明細書
	先物取引に係る雑所得等の計算明細書
各種届出書	付表 先物取引の繰越用
	準確定申告書付表
	青色申告承認申請書
	専従者給与の届出書
各種届出書	青色申告取りやめ書
	開廃業届出書

臺灣運動發展委員會

確定申告関係用紙申込票

税理士名

所在地

梟宗哥

電話 話

部数	用紙名等	部数	用紙名等

- 1 主な用紙は、税理士会事務局にまとめて用意してあります。
 - 2 税理士会事務局に用意していない用紙については、この申込票をご提出ください。
 - 3 用紙の交付については、管理運営部門の窓口で交付します。
 - 4 事前にご連絡を差し上げますが、概ね1週間程度かかります。
- 4 署から送付した確定申告書・決算書には、整理番号等がプリントされています。書損した場合は、必ずプリントされた整理番号等を転記してください。

準備	交付

申告書様式の改訂について

申告書様式について次のとおり改訂します。改訂後の申告書は別紙のとおりです。

改訂事項		対象となる申告書
○ 提出用の右端の使用対象年分を「平成23年分以降用」に改訂	○ 帳票コードの改訂	申告書A第一表・第二表 申告書B第一表・第二表 申告書第三表 申告書第四表 申告書第五表
○ 認定NPO法人寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除及び特定震災指定寄附金特別控除の創設に伴い、「政党等寄附金特別控除」欄の表記を「政党等寄附金等特別控除」に改訂		申告書A第一表 申告書B第一表 申告書第五表
○ 上記の改正に伴い、該当欄以後の番号送り		申告書A第一表・第二表 申告書B第一表・第二表 申告書第三表 申告書第四表 申告書第五表
○ 「寄附金控除」欄、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」欄及び「政党等寄附金等特別控除」欄に「区分」欄を新設		申告書A第一表 申告書B第一表 申告書第五表
○ 「寄附金控除」欄に震災関連寄附金の金額を記載する欄を新設		申告書A第二表 申告書B第二表
○ 扶養控除の改正に伴い、「扶養控除」欄の「扶養親族の氏名」を「控除対象扶養親族の氏名」に改訂	○ 「住民税（・事業税）に関する事項」について、 ・ 「16歳未満の扶養親族」欄を新設 ・ レイアウトの変更及びOCR化に伴い所要の整備	申告書A第二表 申告書B第二表
○ 「寄附金控除」欄に震災関連寄附金の金額を記載する欄を新設		申告書A第二表 申告書B第二表
○ 常用漢字の改訂に伴い、「雑損控除」などの「補てん」を「補填」に改訂		申告書A第二表 申告書B第二表 申告書第四表
○ 震災特例法の施行に伴い、「特例適用条文」欄について震災特例法の適用条文を記載できるように改訂		申告書第三表
○ 上記に伴い、税務署整理欄の整備		申告書第五表

[illegible]

(単位は円)

[illegible]

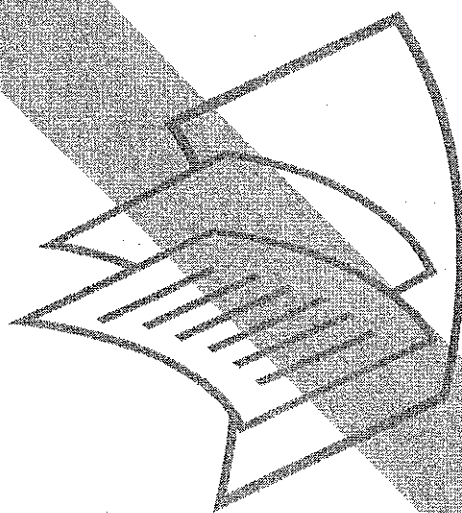
税 金 計 算		配 当 額		上の②に対する税額		課税される所得金額	
21	000	22		23		24	
25		26		27		28	
29		30		31		32	
33		34		35		36	
37		38		39		40	
41		42		43		44	
45		46		47		48	
49		50		51		52	
53		54		55		56	
57		58		59		60	
61		62		63		64	
65		66		67		68	
69		70		71		72	
73		74		75		76	
77		78		79		80	
81		82		83		84	
85		86		87		88	
89		90		91		92	
93		94		95		96	
97		98		99		100	

[illegible][illegible]

※ 添付書類台紙などに貼ってください。

貼るないうでください。

この面には



添付書類は

※ 添付書類台紙などに貼ってください。

貼らないでください。

この面には

添付書類は



〒	住 所 (又は居所)	平成 年 月 日 の住所
氏名	性別 男 女	生年 月 日
氏名	世帯主の氏名	世帯主との関係
〒	住所	市・町・村・支所
〒	住所	市・町・村・支所

(単位は円)

収入金額等		所得金額		所得から差引かれる金額		金額	
給	与	給	与	給	与	給	与
公的年金等	①	その他	⑦	給	与	給	与
雑	⑧	雑	⑨	給	与	給	与
配	⑩	配	⑪	給	与	給	与
一	⑫	一	⑬	給	与	給	与
給	⑭	給	⑮	給	与	給	与
与	⑯	与	⑰	与	⑱	与	⑲
合計	⑳	合計	㉑	合計	㉒	合計	㉓
①+②+③+④		①+②+③+④		①+②+③+④		①+②+③+④	
⑤		⑤		⑤		⑤	
⑥		⑥		⑥		⑥	
⑦		⑦		⑦		⑦	
⑧		⑧		⑧		⑧	
⑨		⑨		⑨		⑨	
⑩		⑩		⑩		⑩	
⑪		⑪		⑪		⑪	
⑫		⑫		⑫		⑫	
⑬		⑬		⑬		⑬	
⑭		⑭		⑭		⑭	
⑮		⑮		⑮		⑮	
⑯		⑯		⑯		⑯	
⑰		⑰		⑰		⑰	
⑱		⑱		⑱		⑱	
⑲		⑲		⑲		⑲	
⑳		⑳		⑳		⑳	
㉑		㉑		㉑		㉑	
㉒		㉒		㉒		㉒	
㉓		㉓		㉓		㉓	

税		金		計		算		の		他		延		延																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
配当控除		(特定配当票等) 口座振入金・振替控除		源泉徴収金・振替控除		住宅ローン控除 住宅ローン控除 住宅ローン控除		電子証明書等特別控除		繰引所得税額 (②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)		災害減免額 外国税額控除		源泉徴収税額		申告額 納める税金		(③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿) 還付される税金		配当者の合計所得金額		繰所得・一時所得の 源泉徴収税額の合計額		未納付の源泉徴収税額		申告期限までに 納付する金額		延納・届出税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

平成 年分の所得税の確定申告書A

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

○所得の内訳（源泉徴収控額）

所得の種類	給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収控額
-------	----------------	------	--------

所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額

○雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一般所得に関する事項

所得の種類	雑所得・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
-------	--------------	------	-------

所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等
所得の種類	収入金額	必要経費等

○住民税に関する事項

住民税の課税区分	課税区分のコード	課税区分の名称
----------	----------	---------

所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額
所得の種類	収入金額	源泉徴収控額

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料	支払金額	控除額
⑦ 住民税	課税額	控除額
⑧ 所得控除	控除額	控除額
⑨ 所得控除	控除額	控除額
⑩ 所得控除	控除額	控除額
⑪ 所得控除	控除額	控除額
⑫ 所得控除	控除額	控除額
⑬ 所得控除	控除額	控除額
⑭ 所得控除	控除額	控除額
⑮ 所得控除	控除額	控除額
⑯ 所得控除	控除額	控除額
⑰ 所得控除	控除額	控除額
⑱ 所得控除	控除額	控除額
⑲ 所得控除	控除額	控除額
⑳ 所得控除	控除額	控除額
㉑ 所得控除	控除額	控除額
㉒ 所得控除	控除額	控除額
㉓ 所得控除	控除額	控除額
㉔ 所得控除	控除額	控除額
㉕ 所得控除	控除額	控除額
㉖ 所得控除	控除額	控除額
㉗ 所得控除	控除額	控除額
㉘ 所得控除	控除額	控除額
㉙ 所得控除	控除額	控除額
㉚ 所得控除	控除額	控除額
㉛ 所得控除	控除額	控除額
㉜ 所得控除	控除額	控除額
㉝ 所得控除	控除額	控除額
㉞ 所得控除	控除額	控除額
㉟ 所得控除	控除額	控除額
㊱ 所得控除	控除額	控除額
㊲ 所得控除	控除額	控除額
㊳ 所得控除	控除額	控除額
㊴ 所得控除	控除額	控除額
㊵ 所得控除	控除額	控除額
㊶ 所得控除	控除額	控除額
㊷ 所得控除	控除額	控除額
㊸ 所得控除	控除額	控除額
㊹ 所得控除	控除額	控除額
㊺ 所得控除	控除額	控除額
㊻ 所得控除	控除額	控除額
㊼ 所得控除	控除額	控除額
㊽ 所得控除	控除額	控除額
㊾ 所得控除	控除額	控除額
㊿ 所得控除	控除額	控除額

平成 年分の所得税の

申告書B

FA0027

第一表 (平成三十一年分) (所得税)

住所	氏名	性別	生年	生月	生日
職業	職業	職業	職業	職業	職業
配偶者の氏名	配偶者の住所	配偶者の職業	配偶者の生年	配偶者の生月	配偶者の生日
世帯主の氏名	世帯主の住所	世帯主の職業	世帯主の生年	世帯主の生月	世帯主の生日
世帯主の氏名	世帯主の住所	世帯主の職業	世帯主の生年	世帯主の生月	世帯主の生日

(単位は円)

収入金額	所得金額	所得控除	課税所得金額	税率	税額
給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得
退職所得	退職所得	退職所得	退職所得	退職所得	退職所得
不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得
事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得
雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得
合計	合計	合計	合計	合計	合計

所得金額	所得控除	課税所得金額	税率	税額
給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得
退職所得	退職所得	退職所得	退職所得	退職所得
不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得
事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得
雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得
合計	合計	合計	合計	合計

延納届出額	申告期限までに納付する金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額
延納届出額	申告期限までに納付する金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額
延納届出額	申告期限までに納付する金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額

延納届出額	申告期限までに納付する金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額
延納届出額	申告期限までに納付する金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額
延納届出額	申告期限までに納付する金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額	平均課税対象金額

平成 年分の所得税の確定申告書B

年分の所得税の確定申告書B

○所得から差し引かれる金額に関する事項

F A 0 0 7 1

[illegible]

○住民税・事業税に関する事項

○ 權界論(公的年金論以外)、該合議院の討論案、櫻井學論、一學界論に選ぶの趣意

○ 特例適用条文等

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

住	氏
所	名
屋	
号	

税務署長
日

平成 年分の所得税の

由生書B

[illegible]

(田利子貢)

[illegible][illegible][illegible]

稅署電報局印

☐ 税理士法第30条 の書面提出有	☐ 税理士法第33条 の2の書面提出有
---	---

○**収受事実を確認された**方は、**収受日**付印を押かしますので、**申告書提出期に**請求してください。**内尋を証明するもの**ではありません。

※**所得金額の証明が必要**な方は、**納税証明書**をご利用ください。**所得額の申告書**を提出される方は、**住民税・事業税の申告書**を提出する必要があります。

第一表 〇一〇の用紙は捺用紙。

平成 年分の所得税の確定申告書B

住所 氏名 電話番号

住所 氏名 電話番号

○所得の内訳（源泉徴収税額）

所得の種類 種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額

○特別適用条文等

○雑所得（公的年金等以外）総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類 種目・所得の 生ずる場所	収入金額	必要経費等 差引金額

○住民税・事業税に関する事項

16 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所
非課税所得など
事業用資産の減価損失など
前年中の間の（業）業 開始・廃止 日
他経過事項の事務所等

○事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	氏名	生年月日

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など
⑪ 支払医療費 支払医療の種類 支払金額
⑫ 社会保険の種類 支払保険料 支払金額
⑬ 一般の保険料の計 ⑭ 生命保険料の計 ⑮ 雑損控除の計
⑯ 地震保険料の計 ⑰ 雑損控除の計 ⑱ 雑損控除の計
⑲ 雑損控除の計 ⑳ 雑損控除の計 ㉑ 雑損控除の計
㉒ 雑損控除の計 ㉓ 雑損控除の計 ㉔ 雑損控除の計
㉕ 雑損控除の計 ㉖ 雑損控除の計 ㉗ 雑損控除の計
㉘ 雑損控除の計 ㉙ 雑損控除の計 ㉚ 雑損控除の計
㉛ 雑損控除の計 ㉜ 雑損控除の計 ㉝ 雑損控除の計
㉞ 雑損控除の計 ㉟ 雑損控除の計 ㊱ 雑損控除の計
㊲ 雑損控除の計 ㊳ 雑損控除の計 ㊴ 雑損控除の計
㊵ 雑損控除の計 ㊶ 雑損控除の計 ㊷ 雑損控除の計
㊸ 雑損控除の計 ㊹ 雑損控除の計 ㊺ 雑損控除の計
㊻ 雑損控除の計 ㊼ 雑損控除の計 ㊽ 雑損控除の計
㊾ 雑損控除の計 ㊿ 雑損控除の計

申告書(分離課税用)

1997-1998

[illegible]

第三表 〇一〇の用紙は控用です。

氏名	
住所	

[illegible][illegible]

税	計	算	の	金	の	税
種別	対 分	76	対 分	77	対 分	78
種別	対 分	79	対 分	80	対 分	81
種別	対 分	82	対 分	83	対 分	84
種別	対 分	85	対 分	86	対 分	87
種別	対 分	88	対 分	89	対 分	90
種別	対 分	91	対 分	92	対 分	93
種別	対 分	94	対 分	95	対 分	96
種別	対 分	97	対 分	98	対 分	99
種別	対 分	100	対 分	101	対 分	102
種別	対 分	103	対 分	104	対 分	105
種別	対 分	106	対 分	107	対 分	108
種別	対 分	109	対 分	110	対 分	111
種別	対 分	112	対 分	113	対 分	114
種別	対 分	115	対 分	116	対 分	117
種別	対 分	118	対 分	119	対 分	120
種別	対 分	121	対 分	122	対 分	123
種別	対 分	124	対 分	125	対 分	126
種別	対 分	127	対 分	128	対 分	129
種別	対 分	130	対 分	131	対 分	132
種別	対 分	133	対 分	134	対 分	135
種別	対 分	136	対 分	137	対 分	138
種別	対 分	139	対 分	140	対 分	141
種別	対 分	142	対 分	143	対 分	144
種別	対 分	145	対 分	146	対 分	147
種別	対 分	148	対 分	149	対 分	150
種別	対 分	151	対 分	152	対 分	153
種別	対 分	154	対 分	155	対 分	156
種別	対 分	157	対 分	158	対 分	159
種別	対 分	160	対 分	161	対 分	162
種別	対 分	163	対 分	164	対 分	165
種別	対 分	166	対 分	167	対 分	168
種別	対 分	169	対 分	170	対 分	171
種別	対 分	172	対 分	173	対 分	174
種別	対 分	175	対 分	176	対 分	177
種別	対 分	178	対 分	179	対 分	180
種別	対 分	181	対 分	182	対 分	183
種別	対 分	184	対 分	185	対 分	186
種別	対 分	187	対 分	188	対 分	189
種別	対 分	190	対 分	191	対 分	192
種別	対 分	193	対 分	194	対 分	195
種別	対 分	196	対 分	197	対 分	198
種別	対 分	199	対 分	200	対 分	201
種別	対 分	202	対 分	203	対 分	204
種別	対 分	205	対 分	206	対 分	207
種別	対 分	208	対 分	209	対 分	210
種別	対 分	211	対 分	212	対 分	213
種別	対 分	214	対 分	215	対 分	216
種別	対 分	217	対 分	218	対 分	219
種別	対 分	220	対 分	221	対 分	222
種別	対 分	223	対 分	224	対 分	225
種別	対 分	226	対 分	227	対 分	228
種別	対 分	229	対 分	230	対 分	231
種別	対 分	232	対 分	233	対 分	234
種別	対 分	235	対 分	236	対 分	237
種別	対 分	238	対 分	239	対 分	240
種別	対 分	241	対 分	242	対 分	243
種別	対 分	244	対 分	245	対 分	246
種別	対 分	247	対 分	248	対 分	249
種別	対 分	250	対 分	251	対 分	

住所 (事業所 住所など)	氏名
---------------------	----

番号	一連
----	----

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)	⑤
-----------------------------	---

所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	収入金額 ① 収入金額 ② 必要経費等 ③ 差引金額 (①-②)	特別控除額 ④ 特別控除額 ⑤ 損失額又は所得金額			
				⑤	⑥	⑦	⑧
B 譲渡所得	短期譲渡所得		円	円	円	円	円
	長期譲渡所得		円	円	円	円	円
	分離譲渡所得		円	円	円	円	円
	総合譲渡所得		円	円	円	円	円
C 山林	一時		円	円	円	円	円
	山林		円	円	円	円	円
	退職		円	円	円	円	円
D 退職	退職		円	円	円	円	円
E 株式等の譲渡所得	未公開分						
	上場分						
	上場株式等						
	の配当						
F 先物取引							

2 損益の通算

所得の種類		通算前		第1次通算後		第2次通算後		第3次通算後		損失額又は所得金額	
A 経常所得	⑤	第1次通算	⑤	第2次通算	⑤	第3次通算	⑤	第3次通算後	⑤	損失額又は所得金額	⑤
	短期譲渡所得		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
	長期譲渡所得		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
	分離譲渡所得 (特定損失額)		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
B 譲渡所得	短期譲渡所得	第1次通算	⑤	第2次通算	⑤	第3次通算	⑤	第3次通算後	⑤	損失額又は所得金額	⑤
	長期譲渡所得		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
	分離譲渡所得 (特定損失額)		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
	総合譲渡所得		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
C 山林	一時	第1次通算	⑤	第2次通算	⑤	第3次通算	⑤	第3次通算後	⑤	損失額又は所得金額	⑤
	山林		⑤		⑤		⑤		⑤		⑤
D 退職	退職	第1次通算	⑤	第2次通算	⑤	第3次通算	⑤	第3次通算後	⑤	損失額又は所得金額	⑤
損失額又は所得金額の合計額											⑤

平成 年分の所得税の

申告書 (損失申告用)

F A O 0 5 7

3 翌年以後に繰り越す損失額

[illegible]

青森県中津町の焼失の状況	70	日
現在用冠座に保る焼失事業用資産の状況	71	日
移動所帯の焼失状況	72	日
被災の経緯	73	日
山 山以外 山以外 山 山以外 山以外	74	日
山 山以外 山以外 山 山以外 山以外	75	日
山林所帯に保る被災事業用資産の焼失額	76	日
山林以外の所帯に保る被災事業用資産の焼失額	77	日

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類
	① 前年分までに引きおこされた損失額 ② 本年分で差し引く損失額 ③ 前年分に繰り越して差し引かれる損失額(一③)

[illegible]

蘇通啓蒙、開闢啓蒙及び晩近の啓蒙の呼聲を担担する思想の発展の過程

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額通

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

⑧2	月
⑧3	月
⑧4	月
資産	整理欄

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

申告書 (損失申告用)

平成 年分の所得税の

この用紙は、税務署の用紙として使用される。

住所 又は 事務所 (所在地)	フリガナ 氏 名	番 号
--------------------------	-------------	-----

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)	所得の種類										B 損益の通算				一時	C 山林	D 退職	株式等の未公開分譲	株式等の公開分譲	E 上場株式等の配当	F 先物取引
	区分等	所得の生ずる場所	①収入金額	②必要経費等	③差引金額 (①-②)	④特定減価額	⑤損失額又は引越損	譲渡	加	減	譲渡	譲渡	譲渡	譲渡							
⑤7	経常所得		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	経常所得		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	経常所得		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	経常所得		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

2 損益の通算

所得の種類	A 経常所得 ⑤7	B 損益の通算				C 山林				D 退職				E 株式等の譲渡				F 先物取引				特別適用条文			
		第1次	第2次	第3次	第4次	第1次	第2次	第3次	第4次	第1次	第2次	第3次	第4次	第1次	第2次	第3次	第4次	第1次	第2次	第3次	第4次	第1次	第2次	第3次	第4次
経常所得	⑤7	⑤9	⑥0	⑥1	⑥2	⑥3	⑥4	⑥5	⑥6	⑥7	⑥8	⑥9	⑦0	⑦1	⑦2	⑦3	⑦4	⑦5	⑦6	⑦7	⑦8	⑦9	⑧0	⑧1	⑧2
山林																									
退職																									
株式等の譲渡																									
先物取引																									
特別適用条文																									
損失額又は所得金額の合計額																									

申告書(損失申告用)

張	第								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

青色申告者の損失の金額	70	円
居住用財産に係る通算後繰越損失の金額	71	
要 動 所 得 の 損 失 額	72	
新築 災害 財産 の 損失	73	円
山林等・農業	74	
不動産	75	
山林	76	円
用益 損失	77	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	78	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	79	

4 繰越損失を差し引く計算

[illegible]

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

82

6.翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

83

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

84

平成 年分の所得税の修正申告書 (別表)

第 五 表 別 表 の 一 〇

住所 (市区町村、番地、マンション等) 氏名	フリガナ
------------------------------	------

修正申告により増加する税額等	
申告納税額の増加額	54
第3期分の税額の増加額	55

修正申告によって異動した事項	
所得の種類	種目・所得の生ずる場所
収入金額	必要経費
異動の理由	

事業専従者に関する事項	
氏名	氏名
税務上の所得	税務上の所得
異動の理由	

税金の計算に関する事項	
税額控除等の種類	税額控除等の理由
異動の理由	

住民税・事業税に関する事項	
配当に関する住民税の特例	非居住者の特別
配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
非課税所得など	所得金額
異動の理由	

(単位は円)

修正前の課税額	
事業所得等	1
不動産所得	2
利息所得	3
配当所得	4
雑所得	5
雑損失	6
雑損戻上	7
総合課税・一時	8
合計	9
※	10
※	11
雑損戻上	12
医療費控除	13
社会保険料控除	14
小規模企業共済等掛金控除	15
生命保険料控除	16
地震保険料控除	17
配偶者控除	18
寡妻・寡夫控除	19
障害者控除	20
配当非課税控除	21
基礎控除	22
合計	23
※	24
※	25
基礎控除	26
合計	27
所得金額	28
課税所得	29
課税所得	30
課税所得	31
課税所得	32
課税所得	33
課税所得	34
課税所得	35
課税所得	36
課税所得	37
課税所得	38
課税所得	39
課税所得	40
課税所得	41
課税所得	42
課税所得	43
課税所得	44
課税所得	45

書き方と注意

1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表(修正申告用・別表)に、修正

申告額を申告書B第一表に書いてください。

2 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表(分離課税用)も使用します。
 この申告書第五表(修正申告用・別表)の各欄は、次により書いてください。

(1) 「平成〇〇年分の所得税の修正申告書(別表)」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。

(2) 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

(注) ⑩、⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類・略称とその所得金額を書いてください。

なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからキの順に書いてください。

また、アからキの所得が数多くあるなど⑩、⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」

イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」

ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」

エ 分離課税の上場株式等の配当所得があるときは「上場株式等の分離配当所得」

オ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」

カ 山林所得があるときは「山林所得」

キ 退職所得があるときは「退職所得」

(3) 「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額」欄には、申告書B第一表の「申告納税額」

欄の金額からこの申告書第五表(修正申告用・別表)の「申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を

書き、「第3期分の税額の増加額」欄には、申告書B第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金

金」欄の金額からこの申告書第五表(修正申告用・別表)の「納める税金」欄又は「還付される税金

欄の金額を差し引いた金額を書いてください。

(4) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せて

その異動理由を書いてください。

4 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。

(1) 「平成〇〇年分の所得税の 申告書B」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に

「修正」と書いてください。

(2) 「種類」欄の「修正」を〇で囲んでください。

(3) 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」

の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書い

ててください。

5 納付すべき税額は、修正申告書(申告書B第一表、申告書第五表(修正申告用・別表))を提出する

日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次

の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{新たに納付す} & \text{べき本税の額} \\ \hline \text{10,000円未満} & \text{の端数切捨て} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{延滞税の割合} & \text{7.3\% (注)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{確定申告期限} & \text{の翌日から完} \\ \hline \text{納の日まで} & \text{の期間 (日数)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{延滞税の額} & \text{100円未満の} \\ \hline \text{端数切捨て} & \text{の端数切捨て} \\ \hline \end{array}$$

(注) 延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで...年「7.3%」と「前年の11/30

において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合

・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後...年「14.6%」

○ 計算した本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。

○ 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

○ 確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計

算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

